

出席者 久塚委員、宇都木委員、鈴木委員、伊藤委員、小原委員、芦沢委員

事務局（新宿区 林地域調整課長、寺尾コミュニティ係主査、梅本主任、鈴木主事
社会福祉協議会 八巻主任）

久塚座長 ……全員出席です。ですから、もちろん定足数を満たしています。

今日の議事ですけれども、大きくは二つですが、とりわけ1番目の協働事業提案制度についてというものが最も大きいもので、今日それはクリアしなければいけない議題ということ。

それから提言書といいますか、提言に向けてということですが、大方のスタイルができ上がっているわけですが、それについてご意見をいただくという二つです。お手元にある資料の確認を、事務局のほうから説明をお願いします。

事務局 それではまず始めに、私どもの課長のほうから一言ごあいさつ申し上げます。

事務局（林課長） こんにちは。地域調整課長の林です。

どうも残念ながら風邪を引いてしましまして、ちょっと声が荒れておりますが、あと15日で今年も終わりという形になりました。委員の皆さま方には今回で6回という形でご熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。今後とも区が進めます協働と参画の推進に皆さま方のお力添えをいただきながら強力に推進していきたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

事務局 それでは続きまして、事務局のほうから配付資料のご説明をさせていただきます。

まずレジユメがありまして、その次、資料1ということで「新宿区協働事業提案制度について（案）」をお示ししております。これは基本的には事務局案に、あとから前回の支援会議の中で一部確認させていただいた事項について、こちらに反映して（案）という形でつくらせていただきました。この内容につきましては、また本日皆様のご意見を聞きながら修正していきたいと思っております。

それからもう一つ、資料2になりますけれども「事業提案制度検討項目一覧（修正版）」ということで、小さくて見づらくて申しわけないですが、1項、右側に方針というものを追加させていただきました。一応、事務局案が左側にあって、検討課題があって、解決した案件から右の方針に落としていくという形で、検討課題がすべて方針に落ちれば、

一応一つの形となるということで進めていきたいと思ひます。

それから資料3、「協働事業提案に対する区担当課意見書（修正版）」で、こちら評価項目の中で前回の支援会議で宇都木委員のほうから継続的な部分、それも評価の基準に入れたほうがいいということで、事業の実現性のところに継続能力ということを1項目追加させていただきました。こちらについてもその内容についてご意見をいただきたいと思ひます。

続きまして資料4、こちらは「平成17年度協働事業進捗状況一覧」で、こちらの資料ですけれども平成16年度から私どものセクションで、各事業担当課から進捗状況の報告をいただきまして、それをこの17年度版で一覧にまとめたものになります。こちらを見ていただきますと、協働事業ということで挙げられているものが120事業、うち委託事業に関しましては22事業入っております。これは今後、協働事業評価をする上で、また後で事務局のほうからお話しさせていただきますけれども、どの事業をどういう形で来年度評価していくかというところの資料として使わせていただきたいと思ひています。

続きまして資料5「事業提案制度についての検討」で、前回の支援会議の検討結果を踏まえて、一応私どものほうで整理させていただいたのがこちらの資料になります。1から10まで項番がありまして、網かけさせていただいたのがほぼ前回の支援会議で合意形成がとられたもので「確認事項」として網かけをさせていただいています。網がかかっていない部分については、まだ検討途中のもので、本日検討していただきたい項目になっております。本日議論いただく上での資料としてお使いいただきたいと思ひています。

それから最後に資料6「みんなでつくる暮らしやすい地域社会 協働事業チェックシート」の冒頭の部分で、シートの前のところまでのもので、こちらに各委員の方のコメントについて網かけが入っているもので、こちらのほうをベースにしまして、事業評価についての提言をまとめ上げていきたいと思ひています。

一応、事務局のほうの事業評価制度についての提言のスタイルとして、5ページ目の下の段になりますけれども、「はじめに」から始まりまして1から5、それから資料として協働事業評価シート、協働事業評価事例として「ゆったりーの」の事例といったような構成で、提言をまとめていきたいということでご提示させていただいています。

本日、こちらの項目についても各委員のほうでご議論いただければというふうに思ひています。

それから、資料番号には出ておりませんが、本日、平成17年度の行政評価実施

結果報告書施策評価編、これは冊子になっているものですが、こちらのほうは、事業評価制度をご議論いただく資料として、現在、新宿区ではこういう施策評価を行っているということを見ていただきたいと思います、資料としてご提示させていただきました。

それから最後に、12月15日号の広報紙になりますが、こちらのほうに1面で、先だって委員の皆さま方に審査していただいた助成事業10事業のうち8事業、これから実施するものがございますので15日号広報紙で、その開催日程、それからそれらの事業に皆さま参加してくださいということで広報紙に掲載した記事、こちらのほうを資料として出させていただきます。資料としては以上です。

久塚座長 どうもありがとうございました。

まず(1)の「協働事業提案制度について」ということですが、この(案)について、これをさらにやるという理解でよいですか。

事務局 そうです。

久塚座長 じゃあ、皆さん方のお手元には先ほどの1から6まではありますね。それと冊子と「広報しんじゅく」というもので、NPO活動資金助成事業についての広報がついていますので。

では、資料1と修正が入った資料2を事務局のほうで説明させていただきます。

事務局 今の概要につきましては、資料説明のところでお話しさせていただきましたけれども、資料1「新宿協働事業提案制度について」で、一応、「目的」から最後の「区から課題を提起する事例一覧」まで、一応こちらのほうをベースに、例えばイメージとしてはこれが最終的に固まって募集要領なり募集要項なり、そういうものに落ちていくというイメージです。本日、ご議論いただいた結果をこちらのほうに反映させて、それを募集要領なり募集要項にしていくということで考えています。

資料2につきましては前回配布させていただいた資料ですが、資料2をもとに議論するというのは、なかなか分かりづらいということで、改めてこの資料1をつくったという経緯になります。それから、今後検討しなければいけない課題として資料5で、本日どういう項目についてご検討いただきたいかということをご提示させていただきました。

したがって、議論の前段としまして主に資料5のほうをもとにして、まず事業提案制度についてご議論いただければと思っています。

以上です。

久塚座長 今、事務局からの説明あったように、とりわけ資料1については前回から議

論をしてきたものを抽象的な表現に落とすという意味で、資料1のような形にどんどん組み込んでくるという文書化を行うと、そして区の中でのさまざまな文書に改定していくという作業になっているわけです。

資料1のようなものを先につくるという方法もあるでしょうけれども、そうするとなかなかこの言葉の中に一体何がどう入るのかということで収集がつかなくなりますので、前回議論してきたように細かくは資料5を使いながら、しかし前回のものという本日の資料2に当たるものを議論してきて、一定のことについては各案の合意が見られたものと、あるいは検討課題が残っているものについて事務局で整理をしてもらったというのが資料5ということになります。これを順次審議を進めていくという形で第1の議題を皆さん方と一緒に審議をしていきたいというふうに考えますが、まず「目的」のところですけども、あわせて資料2を側に置いといてくださって結構ですが、事務局にまとめていただいた結果を案のとおりということに、「目的」はさせていただいております。

それから提案者の応募資格ですけども、資料5にありますとおり、提案者についてNPO等の非営利の社会活動団体（会社は含まないが、社内の社外貢献活動団体は可）とすると。そして、提案事業についての、その団体の事業総額に対する比率としての提案事業の上限額は定めない。それから、提案団体の活動期間（例：設立後1年以上など）の制限は応募資格としては定めないと。

事務局 その前段で、座長よろしいですか。

久塚座長 はい。

事務局 こちらの団体の拠点につきましては、宇都木委員のほうから指定管理者のその募集の範囲内、そういったものも念頭に置きながら、あるいは新宿区の契約等も事前に見て、それを判断の材料にすべきだろうというご意見がございました。一応、指定管理者につきましては、基本的にはその募集の内容につきましては各所管で定めるわけですけども、私ども地域文化部で定めた指定管理者の中身、例えば新宿区の地域センターのホールとかそういったときには、一応その募集の条項としてその範囲、所在の場所というものは限定しておりませんでした。また、契約上、そういった委託が相手方の場所の指定、そういったものも特段ありませんでしたので、ご報告させていただきます。

久塚座長 それを一応、考えに入れてということですけども、欲を言えばきりが無い、どこまででもというという理念的なことは座長としても頭の中に入っていますが、制限しないほうがよからうという考え方ありますけれども、実際に運営していくときにどうかな

ということを考えてご意見いただければと思いますが。

伊藤さんどうですか。なぜ、最初に伊藤さんかは、特に意図はしていませんが。

伊藤委員 今、事務局のほうの話をちょっと聞いていますと、やはりいろんなところでいろんな形で応募をというか公募をしていると、その一定の基準があると思うのです。それに逸脱するようなものですか、それにあまり満たないものがあると、整合性というかあっちではこれでいいのにこっちではこれでなくちゃいけないのというのが出てきちゃうんじゃないかと思います。ある程度普遍的なもの、そこが最低基準なのか最高基準なのかは別として普遍的なものに落とさざるを得ないと思いますけど。

久塚座長 他にありませんか。

宇都木さん、整合性の話が今ありましたが…

宇都木委員 私、この前発言したかどうか、ちょっと記憶はあまり、どんな発言したかよくわからないのですが、指定管理者制度もそうなんですけど、新宿区としてある程度一貫性があったほうが良いというように思うんです。だから、どこかの部は狭くてどこかの部は広くてということじゃなくて、ある程度整合性がとれていないといけない。それからもう一つは、事業の実績があるところというその実績が多分出てくる可能性がある。まったく仕事をやったことないところじゃなくて、経験を持っていますかという話です。

その経験の範囲が、指定管理者なんかではかなり広くしているのですよ。例えば施設運営なんかは必ずしも東京都内でなくて、神奈川でやっていたり埼玉でやっていたり、そういう経験のある者が、仮に特養なら特養でもいいのですけれども、そういう人たちは経験の範囲に実績に入ると新宿区に。東京都でやってなくとも経験がありますかといったらその経験の範囲にはそこら辺まで入れるというかなり、そうしないと多分該当しないところが出てきちゃうからじゃないかと思うのですよね。つまりまだ歴史は浅いから。だからそういう二つの面でどこまでこの条件をつけるかということにもよると思いますけれども、そこはそういうふうな全体として一貫性があるような、政策的な問題としてはそういうことを考えていったらいいのではないかというのは、多分そんな話をこの前、私しましたか。

久塚座長 これを具体的な文字に起こして制度化するというのは非常に難しい話になっているわけですよね、区としての整合性、あるいは協働に似たような事業での整合性というかそちらをとった場合に、もし比較的狭いエリアでの事柄が例えば出てきたとすると、神奈川はどうだ、埼玉はどうだという、今度は事業自体が持っている性格上、東京都より広いほうがいいのではないかということももちろん出てくる可能性もあるので、このこと

をどう、事務局が何かいい考えというか、これを実際に自治体としてどうだということか似たようなことで考えられることってありますか。

事務局 事務局としましては、やはりその活動団体の実績については、ある程度応募があった段階で審査していきたい、その際に資料を集めるという行為が必要になってくるかと思えます。応募団体が全国となりますと、なかなかその団体の活動の状況とかそういったものが、書面上はいただけるわけですがけれども、それだけをもってどういう活動をしてきたかというものがなかなか見えづらい部分があるということで、ある一定の制限を設けたい。ただし、区内に限定するということは、ある程度事業がもう固定化してしまいますし、それを担える団体数の数自体も減ってしまいますので、できるだけ広く募集をかけたいけれども、やはりその活動団体の実績なり、その後の相手方のやりとりなりなどがしやすい範囲内というところで一定の範囲というものが定められなければならないと事務局は考えています。

久塚座長 だから具体的に区ではないけれども、都といっても広いのか狭いのか、南に下って……近くにとか、西の近くにあるという……。何かいいアイデアが……。

一つの基準で全部やってしまうのではなくて、その団体なら、こちら側の応募する団体の側ですから団体の活動が証明できる範囲とか、あるいはこれまで経験してきた活動実績がある範囲というものを何かあまり東京都内だとかというように最初からうたわないで。それでその都度、その事業に合った、個別の事業についてはその都度、条件で示していくというような、そういう格好でないちょっと。一つの基準でやるというのは無理じゃないですか。

何か今、子育てなら子育てのことについてどうしようかという議論なら、それはそれでいいのかもしれませんが、ここではそうでなくて全体に通用するものでしょう。

久塚座長 かといって最初から制限なしということではちょっと。セレクトするとき基準がなくなるので、今言った趣旨を文書化できるかどうかということにかかると思えますね。文書化したときにまた違うように見えないように、このような文書をつくる名人がおられると思うので、趣旨はそういうことなので、それを提案者の応募資格の中に反映できる形での文書化をお願いしたいということによろしいでしょうね。

いいですか、何かありますか、追加。

プラス、こういうことも考えて文書をつくっていただければということでもあれば。あるいはもう少し、今、私どもの目で見ると、落ちているものがあれば。

鈴木委員 確かに宇都木さんおっしゃるように、事業の性格によってその団体でこそ新宿にメリットがある事業ができるところが、どこか近くに、神奈川とか埼玉にいるかもしれないし、それをあえて最初から拒んでしまうのはとてももったいない気がするので、そこで例えば起きてほしくないですけど震災が起きて、神戸の団体ですごいノウハウを持っていて来てくれるというんだったら、それは来てほしいかもしれないし、そういうところで何かこう制限しちゃうというのも、何かもったいないんだよなあというところでちょっと悩んでいる。

宇都木委員 反対の条件にすればいいんだよね。この事業に有効な団体を選択するだけの基準を、具体的にはその都度定めるとか。だから最初はまだ少し制限する立法でなくて、制限する基準でなくて入れられる基準のほうで考える。

伊藤委員 簡単に言うと、その事業というか業務遂行能力があるかどうかを証明できればいいわけですね。過去のそれは実体験もあるし、それから今やっているとするところから持ってくるノウハウもあるし、それが証明できるという言葉にするのか、サービスとして業務遂行能力を何か持っている団体だとかということだと思っただけですけどね。

久塚座長 文字の中に特段に出すというよりは、その審査の段階で当該事業を遂行する際に効果があったり、あるいはその事務局あるいは私どもがヒアリングする際にとてつもない苦労がかかるようなものは、実績の中にかからないことが多いということで、ここでは都内とか区内とかというようなことを言わずに、審査の段階でそれを判断するという理解でよろしいでしょうか。

では、だからといって応募資格はどこでもいいよということをやわざわざ書くのではなしに、ほうっておくということでもよろしいですか、活動拠点も。そして最終判断、ここはどうかというときに実際の判断基準の一つとして、拠点がどこにあるというようなことは判断材料にあるけれども、それはわざわざ書き起こすことではないということでもよろしいですかね。大震災の話が出てきてゾッとしたので、これは確かにそれはそうだなということですから。事務局、これは活動拠点を書かないことはまずいという判断はありますか。特にないですか。

事務局 一応、応募資格の中では特段書いてない事例も、他自治体の事業提案制度の中には数多くありますので、そういったものについては審査として相手方を評価していくという考えで差し支えないと思います。

久塚座長 ありがとうございます。

では、資料5で言いますと、活動拠点の一番最後の網かけじゃない部分ですね、1、2の網かけの下のほうの分、これについては確認事項として特に文章に起こさない形で処理をするというふうにさせていただきます。

それから、次が少し大きなテーマ、議論しなければいけないところだと思いますが、提案できる事業の対象という小さな字で書いてある資料2でいうと3と書いてあるところで、前回この紙で議論したところですよ。資料5でいうと、3「提案できる事業対象」で、網かけの部分が、「テーマ募集に対する公募と自由テーマによる公募の併用型を採用する」というところまで来ましたが、検討しなければいけないのは、その区が優先的に、例えばテーマを設定して募集するという公募のものと、自由テーマによる公募の割合がどの程度のものなのか。それから、応募の状況によるけれども、それは応募時の件数として同数程度ということではどうかということもあります。さらには、テーマだけを出すというようなことについてはどうかというような、アイデアだけの提案はどうかというようなことも前回議論になったところですけども、まずは比率、これは先に定めるのは非常に難しい、50%ずつといっても客観的そうできないことがありますので、割合については当初は何も定めるものではないという、最初から50%ずつということにはしないということによろしいですかね。

その後ですけども、ちょうど同じぐらいの数が出てきたと。あるいは数にバランスが、同じ数ではなくて片一方に非常に偏っているというようなことを勘案するのか、あるいは足して合計額として何件というような結論があれば、比率はどうでもいいのだというふうに配るとするような、今募集かけて全然応募が来てない段階ですが、先に考えておく事柄がどうかということまで含めてご意見いただければと思います。

考えなくていいことかもしれないが。

宇都木委員 これこそ、行政の政策判断だと思いますよ。何をどうしたいかという基本方針があって、これはぜひ提案事業でいきたいと、これはそうじゃなくて我々のほうからこういうものをテーマを求めてやってそういう事業にしたいとかというのは、政策判断だと思うけど。どこかの審議会が決める話ではないでしょう。

つまり育成していくということも行政としての政策としては重要なテーマだと思いますから、ただそこは我々というかこういう委員会で何かを決めてくださいというのだったら、その議論はその議論で別途にやらないと、こういう枠組みの議論の中では、何かちょっと難しいじゃないのかと私は思います。

久塚座長 ほかにありますか。

ということからくると、先にこういうようなものにのっけないということですか、宇都木さん。

宇都木委員 そうです。考え方だけのっけると。

久塚座長 何をやるかということ。

じゃあ、テーマ募集に対する公募と自由テーマによる公募併用型だけれども、それはテーマも新宿区の今から進めていこうとするような意図、あるいは育成しようというような意図と関わってくるというような事柄なので、最初から自由テーマによるものとの比率をどうこうするという考え方にはこれはなじまないだろうということで、ここは比率だ、数だということは特に考えないということによろしいですか。

事務局、いいですね。何か問題ありますか。

事務局 こちらの問題ですけれども、後からまた出てきますその事業フレームとも関係してくると思うんですよね。仮にフレームが設定されて200万ないし300万の事業、10事業という形でフレームが決まるとすると、仮にその区側からのテーマ募集が各主管課から私どものほうで投げかけてもらって公募するわけですけれども、そういった事業数があまりに多くなったり、あるいはまったく少なかったりするとき全体のバランスとしてはどうなのかなというところはちょっと事務局では考えていきたいなというふうには思っています。

久塚座長 では、そういうことを念頭に置きつつも、だからといって初めから50%ずつだ何だということは、これはちょっと話が逆転しているかもしれないので、区のほうがたくさん数出してきたり、まったく出なかったりしたことについては区のほうでもうちょっと、協働事業の提案ということについて考えていただいて、そこは整理していただくということしかないですよ。これはもう事前にどうしようという話じゃないのかと。

鈴木委員 おそらく募集されるときにその応募要項とかに落とされたときに、どう書くかというところで、事務局のほうを考えられるだろうと思うんですが、今回こういう事業提案制度を始めますよという応募要項を書いたときに、テーマ募集のものは何件ぐらい採択される見込みがあって、自由のほうは何件ぐらい採択され、いくらぐらいの枠があってと書かないと、公募するほうもしづらいいんじゃないかと多分考えるんだろうと思うし、自分が書くとすると思うだろうなと思って、ちょっと考えるなと思ったものと、自由テーマのものというのは、いきなり募集してすぐに、いいアイデアが思いついて書ける人

ってなかなかないと思うので、これは説明会とかもすごく丁寧にやる必要があると思いますし、あと出てきた段階で、この前もちょっと申し上げたのですが、意見交換会のような形で何か直接意見をお聞きするような場所とかを設けたほうが、これがより伸びる仕組みになると思います。

久塚座長 鈴木委員の発言ももっともですね。これは大学の入試なんかもそうですけど、定員はもうはっきり明示せずに募集しますといっても、受験生はやはり困るだろうなということから見ると、合計これぐらいで200万×何件か、10件か10数件と。合計2千万か3千万という話になったときに、しかしここで若干件数というふうを書くわけにもいかないし。

宇都木委員 そういう募集になるのかどうかというのは僕はよくわかりません。

ここの地域の、早稲田なら早稲田地域のまちづくりについて、皆さんで提案があったら出してくださいということと、何でもいいからオール新宿区で何か、何でもいいから考えて出してくださいというのと意味が違うのですよ。そこが政策選択だと言っているのですよ、だから。アイデア募集何とかという、とりあえず第一次段階でそういうことで、皆さん、市民が考えている正しい22世紀の新宿区はこうあるべきですというのを提案してくださいというのなら、それはそれで構わないと思うんですよ。ここで狙うのはそうじゃなくて、市民参加のまちづくりだとすれば、この地域のまちづくりをどうするか、あるいはこの地域の高齢者対策をどうするか、この地域の防災対策をどうするかについて皆さんで考えましょうというときに、その防災改革でもいろいろなテーマがあって、そういうテーマについてどうぞ、あるいは大きな意味での防災対策について自由にどうぞということ。作り方だと思うのですよ。だからそこをはっきりしてきたときに、どういう設定がいいのかということと、漠然とした案と全然議論の仕方が違うから、さあどうでしょうかといわれても...

久塚座長 そうすると、テーマ募集ということと自由テーマによるというその自由テーマというの、宇都木委員の今の発言だと、まったくフリーハンドというよりは区がどういう協働事業のことを考えているのかということの中で、例えば防災というテーマを今年掲げるとすれば、どう防災ということの関係でどういうことが提案されるかというのを自由テーマという程度に考えていいのではないかと。

宇都木委員 そういう範囲での議論の仕方と、漠然としたのは違うと思うので、そこはそういうふうに区が何を対象にしてやるかというときには、僕は議論がいろいろあってい

いだろうと。ここで今何を想定して議論するか、僕みたいなことを想定して議論したらそんなに半分ずつだとか3分の1だとか、3分の2だとかという議論にはならないんだなあ。

ではどっちのほうが、そのまちづくりについて、どっちを優先したほうがというか、どっちを多くしたほうがいいかなんて議論は、少しまちづくりの議論をした上でないと出てこないんだと思うので。

久塚座長 もちろん、宇都木さんのおっしゃるとおりですが、募集要項を書くときに、1件当たり何万円を上限とするとかですね。

宇都木委員 だから絞るのではないんですか、そこはそういうふうに。絞らないのですか。このテーマで市民からの提案を求めますというふうに、何でもいいから出してくださいと。まちづくりについて、子育てについて何でもいいから出してくださいという話はないだろうと思うのです、多分ね。

久塚座長 どうぞ、事務局。

事務局 まず、地域の課題の効果的な解決というのは「目的」のところであっているんですね。ですからあくまでもここで提案いただく内容としては、まさしくその地域のさまざまな課題の解決に向けた提案であるということで提案していただくというのを大前提としているということです。

それから区からのテーマ募集についてなんですけれども、今ご議論いただく前提として事業提案制度の案のところの5ページ、一つの例として、これはあくまでも例示です。一部、他の自治体等で区側からのテーマ募集の一例を引っ張ってきたものですけれども、こんな形でテーマを設定しているというものもございますので、一つのご検討いただくたたき台といたしまして、これを参考にしながらご議論いただければなというふうに思っています。

久塚座長 はい、どうぞ。

伊藤委員 事業というものをどういうふうにそれを実現させていくかというときに、先ほど宇都木さん言われたようにその枠組みが必要です。その枠組みの中にどんなものが必要か。例えばそこをどこで起こしていくのか。そこでどのくらいの規模でやっていくのかとあると思うのです。いわゆるやみくもに子育てをやりたいというよりも、こういう問題を私は見られるので、この地区で、どこでこのくらいの規模、土地とか建物でこういうことをやっていきたいというのが事業だと思うんですよね。そうすると、おのずと、ある程度のものが決まってくる。やみくもに夢だけじゃないと思いますけどね。

宇都木委員 この5ページに書いてある「区からの課題を提起する事業一覧」というのがありますけど、例えば早稲田なら早稲田地区、どちらでもいいんですけど、その地域で何をテーマにしたらいいのかということ住民に聞くというのも一つですよ。それは自由提案だと思うのですよ。そこで、じゃあこれとこれが三つなら三つに絞りましょうといたらテーマで、例えば子育てと災害だとかといたら、そこで今後は課題別の提案に変わるんだと思うんです。そういうやり方を僕は想像するんだけど、そういうことでなくてもうすでにこういうものを最初から出しちゃうんだとすれば、もうかなり限定的ですよ、自由といっても。しかも予算で決められちゃうから、私は小規模多目的何とかをやりたいと言ったって、土地を買って建物建てたら200万、300万でできないということを知っているからその提案はゼロになっちゃうわけです、最初から。そうすると、その区全体のフレームとこの課題というのがおのずから出てきたときにテーマが定まるというふうに考えたほうがいいのではないかなと、私そう思ったものだからそう言っているの。だからそういう二つがあってもいいんじゃないかと思うんですよ。

久塚座長 だから今事務局のほうからこの5ページに示されたような形のものがあ程度出てくるというような意味で、今日の資料5にあるようにテーマ募集の場合のテーマの設定方法という、網かけがついてないのでこれは要検討のところなんですけど、区から課題の提起する事例一覧というような例示されたものの程度でテーマ設定をしてはどうか、テーマ募集ではテーマまたは事業名については、こういう形ではどうかというふうにつくってみたんですね。

これをテーマ別というふうについて、まったく自由テーマというのをフリーハンドにするかどうかというのは、前回の議論を思い起こすと、決められたものだけあるいは区がやりたいものだけでは、これは話が違うだろうと。かといって、何でもかんでもやってこいという話でもないだろうと。実際、協働というのをどうするかということにすべてかかっているわけですね。それ手づくりの段階である意味では自由テーマに近い、エリアを区切りますので、どこで行うというのはある程度日本国内から始まって新宿区まで落ちてきて、そうするとそこでの課題は何かというと自由テーマに近い、エリアは決まっているけど、宇都木さんが言ったとおりです。

今度は逆に、テーマを高齢者の何とかと、それはテーマ設定に非常に近いというか自由じゃないようにイメージできるんですが、実はそれはあまり大きな違いはない。練り上げていく段階で新宿区における問題は何かなということ議論しているときにテーマが徐々

に決まってくるという形になるんだと思うので、あまり硬くはっきり分ける必要はないというようなご意見じゃないかなとは思いますが。小原さん、何か首を傾げておられますので。

小原委員 一点、この事業一覧みたいなものをつくるときに、提案という形ですけれども、「子育てひろば」といっても。これをやりたい人たちはたくさんいるんですけれども、どこでだれがというところで構想はあっても場所がないというのがあるんですよ。一方で、何とかという施設の空き施設をワークショップで区がどうやって使うかということをもたまたまた新たにやろうみたいな話があって、そういうものとかこういうものの整合性があるので、逆にこのテーマのところには例えば何とかという施設が何年から何年に関しては少なくとも何も決まってない、空いていますと。じゃあその3年間でこれらのテーマの中からどれかをやれるものを提案してくださいとか、何とか公園と何とか公園と何とか公園に関しては提案があったら、ある程度ちょっと違った使い方であっても開放しますとか、何かそういう場所の限定的なテーマもありかなと思ったので、検討してください。

久塚座長 どうやって書くか難しいところですが、まさにそれは宇都木委員が先ほどおっしゃったことと一緒に、事業名にそぐわないような事業なんだよね。何とかという空間とか土地とか場所とかを使う事業みたいな話で、何が一体使われるのか、どう使われるのかは決まってないときに事業が入り込んでいくような書き方って非常に難しいと思うんですよ。ですから、「テーマ又は事業名」の中に、よく私たちが考えるような子育てひろばとかNPOとか何とかという書き方はやさしいけれども、そちらから書き起こす方法でなくて、ある部屋とかある場所が空いているということをどう組み合わせるのかという事業の起こし方というのもあるであろうと。そうするとそれを利用して自分たちは何かできるということを考える。だから募集のかけ方も単にオーソドックスな意味での事業名ということだけじゃなくて、事業名、事業の中には場所が空いているので積極的に使う事業みたいな事業が出てくるような、ちょっと事業名として起こすのは難しいと思うんですね。うまくマッチさせればいいんでしょうけれども。

事務局のほう、何か意見ありますか。

事務局 この区からの課題を提供する場合には、当然、各事業課のほうからこういう公募をかけるわけですから、そういった場所なりある一定の裏づけがあって当然公募するわけですよ、区側からの提案の場合については。ですから、そういった場合について、その場については大きな問題はないのかと思いますけれども、自由テーマについては

応募された方がこういう場所を使ってという形で、当然、想定していない場所を設定してくる場合があるわけですね。そういった場合の取り扱い方については確かに問題ですけども、区が課題を提示して募集する場合については、一定のこういう場所でこういうものを使ってほしいという目的があって公募するという話になりますので、その辺がちょっと自由テーマと区側テーマの公募による募集と違うところではないかと思います。

久塚座長 これは事業提案制度というか募集をかけるときに、そこはものすごく気を使って細かく書かないと募集要項なり、その市民に向けて何を募集しているかというのがわかりにくいことになりますか、それともそこは初めからきちぎちに書いておかなくてもできることなんでしょうか。

今、最初からアウトラインを決めるということは非常に困難であろうという意見が多いんですよ。確かに私もそうだろうと。書けば書くほど制限的になってしまうし、間で落ちこちるものも多いただろうと。あと事務局のほうからすると、これは最低書いてないと困るということはありませんでしょうか。

事務局 区側からのテーマ募集については、やはりその辺がある程度、その施設なりそういうものを使う場合については、その辺は明確にすべきだと思います。ただし、自由テーマについてはなかなかその部分というのは書きづらいので、それは1から話を積み上げていくという形にならざるを得ないと思います。

以上です。

宇都木委員 今日もらいました広報に、2ページに「新宿区施設活用検討委員会報告書がまとまりました」とありまして、例えば、西落合ことぶき館跡施設はこういうふうに使いたいと書いてあるんです。三世代交流を基本的な考え方とした区民活動スペースとしますと。この目的に沿って何か市民の皆さん考えている事業を提案してくださいと。こういうふうなものも、ある意味では広い区民ニーズをここで募集するわけですね。それは基本的な目的を決めちゃってやるわけです。

それとも、そうでなくて西落合ことぶき館跡の施設が空きますから、ここでどういう施設に活用したいですか、利用したいですか、皆さんのご意見を提案してくださいということは、つまりこの施設の目的をどういうふうにするかという提案になるわけですよ。これは同じ提案でもまったく違うわけですね。

だから、後から言ったようなことも、この中に入れるということになると、目的から決めていきたいと思いますということになりますから、これは僕が理解する意味では自由な提案な

んですよ、この跡を利用するのに。片一方では、目的が決まっちゃって、その目的をどうやってじゃあ具体化するかということになれば、テーマ別提案なんですよ。

この違いは必ず起きるだろう。皆なのニーズを聞くために、最初からどういう目的にしたほうがいいか、どういうふうに使ったほうがいいかということを提案制度で出してもらいましょうというところも出てくるだろうと思うんですよ。だから、両方あっていいんだというふうにしないと、片一方は行政としてはもうこうしましょうという行政政策として確立しちゃったものを具体化する場合と、これからつくっていく場合との違いは分けて考えたいというのが意味です。

久塚座長 具体例を示していただいて、その何世代かというようなことを当初から決めていったものややっていく場合と、そうでなくてあいているから何に使ったらいいかということは全然違うだろうと。それが自由テーマというのとテーマがある程度決まっているということの違いだし、それは当初から予測できるものじゃないし、新宿区はどの程度、協働を進めていこうと考えているのかにもよるだろうしというご意見です。

宇都木委員 二つ書いておけばいいんだよ。

久塚座長 ただ二つ、名称としては区がテーマを設定するようなものと、それから場所があえてどういう利用の仕方、場所なりテーマに近いアウトラインがあって、それについてどう考えるのかという、あまり当初から縛りをついてないものをある程度自由テーマというふうにして、そうすると残ってしまうのが前回、アイデアのみの提案というのがウルトラ自由テーマみたいな形で、自分のところには実現能力ないけれども言うだけ言うというようなものをどう扱うのかと、それにお金がついて回ることもあるかもしれないということになるわけですが、これはどうですかね。

宇都木委員 構想ですよ、そういうのは。

久塚座長 構想だしアイデアだし、もっと言えばそういうものを取り上げないということじゃなくて、ほかの仕組みでそのきちとしたフォーマットを起こしてもらって、構想とかそういう発言はしてもらって大いに具体化してほしいけれども、この制度とは違うというような印象はあるんですが、ご意見ありましたら。

宇都木さん、もうちょっと具体的に。これは入れないほうがいいということですか。

宇都木委員 何度も発言して申しわけないのですが、今、区民会議をやっていますよね、基本計画策定のための。ああいうところから出てくるのは構想ですよ、まさに。これからの新宿区をどうつくっていくかというところでは、例えば、高齢化が35%ぐらい進んでい

たときのわがまちの地域のあり方はどうなるかなんてことを、15年とか10年先を構想した新しいまちづくりをやるとうときの提案と、こういうふうにもう具体的なまちづくりをしましょうというのとは明らかに違うわけで、そういうのはそういうもののお金がつくかどうかじゃなくて、そういうものも市民参加の一つとして、市民との協働参加というものの中にはそういうものもあるんだと。

だからそれを何年かに一遍とか1年に一遍とか、そういうことも市民のニーズを聞くとか市民の持っている思いを行政として反映してもらうような手法というものも、この提案制度の中の一つにはあってもいいのではないかというぐらいのことは書いてもらって、後の選択は行政がやってもらうというふうにしないと、私たちが責任を持って区長に代わってまちづくりやるわけじゃありませんから、そのところはあまり立ち至ってしまってもそういうアイデアというものは。

そういうアイデアというものはある程度、やはり出してもらっていいと思うんですよ。出してもらうには、このテーマが決めてあり、目的別のところの提案制度とは違うもう一つの提案制度というのが、そういうのがあってもいいんじゃないかと。基本政策だとかそういうのを作成する際の区民の意見を反映する場として。

久塚座長 広く公聴するというような形でのものとして位置づけて、この事業提案制度に直接的に結びつくような形じゃないものとして、最初からネガティブに考えるという意味じゃなくて、別につくるということで。

宇都木委員 分けて考えるべきですね。

久塚座長 ただ、提案できる事業対象といったときに、提案はやってもらっていいけど審査のところでそれは落ちるよという、そのアイデアだけで実行能力ないものは、結論としてアイデアだけで賞金を出すということはないという理解でよろしいですかね。

宇都木委員 この目的別のところでもアイデアがあってもいいと思うんですよ。アイデアとしては、今、実現可能かどうかの問題であって、これからは中期的な目標としてはこういう方向に行くべきだというアイデアがあるならそれはそれでいい。ただそれは直ちに具体化するものではないもののアイデアが出てくるんですよ、多分そういうところの。

久塚座長 ええ、いろんなものが。

宇都木委員 それらはいろいろ出してもらっていいと思うんですよ。こういうアイデアがありましたと。これを採用できるものについては中期計画の中に反映していきますとか、それは区が選択してもらうこと、政策選択してもらうことは出てくるんだと思いますよ。

久塚座長 事務局、理解行き届きましたか。

事務局 この仕組みの中では、あくまでも事業と一体型という形にさせていただきますけれども、今宇都木委員の言ったとおりですね、そういったアイデアでそういったものを聞く場、私はそういう場としては、今後、地区協議会が担っていくのではないかと、私は個人的にそう思ってますけれども、そういった場づくりというものもやはり今後必要だというのは認識していますが、この一つの仕組みの中でそのアイデア型を取り込むような仕組みをこの一つの流れでつくるというのは、事務局としては難しいのではないかなというふうには思っています。

宇都木委員 2年後、3年後の政策に実現してよいことだからね。クローズしないようにしておいたほうがいいですよ。

4に移らせていただきますが、事業の実施期間、提案が選定された翌年度4月の早い時期に委託契約をしてから、翌々年度の3月までの約1年としたいがどうかということですが、これは異存ないでしょうか。

宇都木委員 区切りの問題だものね。お金を予算化するのにこれだけの時間が必要ですよということを言っているのでしょうか。政策の具体化と予算をつけると。具体化というのは予算つけるということだものね。それは我々があれこれ言う話じゃないですよ。できるだけ早く実現させてほしいというだけの話で。

久塚座長 そのお金が実際に金銭のような形で事業を実施していく際に、国の仕事なんかやっているのと委託研究みたいなのをやっているのと、決まって夏休み前ぐらいに入金あるいは秋に入金という形、そのまま運転していかなければならないということはよくありますよね。そういうことは、事務局。

事務局 一応ですね、その辺につきましては新宿区の契約事務規則の中で規定がございまして、基本的に300万円以下のものについては、支払回数は1回という定めがあります。ただし、「特別な事情がある限りは」ということでただし書きが入っていますので、基本的に今NPOの事業を行う中で考えた場合については、一般的に区では事業が終了した後、支払うという形態がほとんどですが、その辺は中間で何か支払うなりそういった配慮は必要だというふうに考えています。

久塚座長 というのが事務局のものなんですけれども、一定の事業を行うというときにある程度運転資金を持っていたりしないと、事柄が進まないということになっているわけ

です。ですから、それが日ごろから行っている事業に対する補助金であれば、研究のような補助金であれば半分はとりあえず自分で出しておきなさいよということなのですが、ここがなかなか難しいところで、成功したものあるいは成果物、あるいはそういうことを終わったときに1回あるいは中間でということなのですが、運転していくときはどうなのかと考えたときに、多少難が出てくるかもしれないということですが、規則で決まっているわけですね。

事務局 規則上は、新宿区の契約事務規則の第53条というところに、今お手元にはお配りしてないのですが、その中では「部分払の支払回数は次の制限によると。ただし特別の場合はこの限りではない」ということで、契約金額100万円以上500万円未満、1回という規定になっています。ただし、基本的には、今NPO等は事業を行う中で、事業を終了したときに1回でその全額を支払うという仕組みの中では、その事業は成り行かないということは重々承知しておりますので、これはうちのほうの契約と詰めまして、この「特別の場合」という中でどこまでそれが配慮できるのかというところは契約と詰めていきたいというふうに思っています。

久塚座長 委託契約を結ぶときの契約の内容を、事業をお互いに債権・債務のような形になっていくわけですが、そうしたときに事業を確実に前へ進めているということを確認しながら、承認しながら部分的に払っていくということが重なっていくのでしょうか。最初につかみでいくらドーンと渡して、後で非常に無駄な支出であったということにならないようにということを考えているのでしょうかけれども、しかしNPOという発想からすれば、かなりチャレンジングな事業などを実施してくるところに魅力があり、メリットがあったということを考えれば、いたち返しなんですけど難しいところだと思いますが、契約を結ぶ際に提案された事業、あるいは実施されるような事業が滞らないようなより積極的に育成できるような費用の支出の仕方というのを考えてもらえればと思います。

これは今のところは、実施期間ということで提案が選定された翌年度の4月から、そして次の一回りの年度の終わり、3月までということですが、それはよろしいですね、実施時期は。

宇都木委員 これは1年の事業しかやらないの？

事務局 一応、こちらのほうの事業提案制度の仕組みの中では、単年度事業と考えています。その中で、事業を実施して一定の成果があるものについては継続的、今度は各事業課のみずからの事業に移行していくというふうに考えています。これは他の自治体や何か

でもそういう形で、この仕組みで、1年度ですべて終わりということではなくて、あとはもう各事業課の事業としてやっていくべきだというふうな考え方で事務局はいます。

宇都木委員 複数年度にまたがる事業というのは考えないの。もっと算定困難か、難しくくて無理か。そういう意味ですか。

事務局 基本的にはこの事業については単年度事業というふうに考えています。複数年にまたがってということは、今現在想定しておりません。

宇都木委員 とりあえず。そういうことでスタートしましょうと。

久塚座長 NPOの活動をどう見るかということなんですが、当初はそういうふうに考えていても、様々な事業が進んで継続的に行われるなかで初めて成果が得られるということもありますので、1回、1回の会計検査などをきちんとやって、複数年度のものというのも将来的には多分可能性としてはあるんだろうと。行政的に難しいところは多分あるんだろうとは思いますが、事業を1カ年として事業額は200万から300万程度の一定の上限額を設けることで考えてはどうかと。例えば財政課との協議ということになってくるんでしょうけれども、200万×10件(総額2千万)のようにフレームを設けて実施するほうが、実施しやすいというか流れがスムーズであるというふうに考えているわけですが、その点はいかがでしょうか。

宇都木委員 現実的に合うかどうかという話ですね。

久塚座長 これも、何も実際に施行していない段階ですので、何が見えてくるかわからないんだけど、当面、起こしていくときには最初から青天井じゃないほうが多分進めやすいんだろうなとは思いますが、

宇都木委員 だって、ものすごく小さい事業ですよ。もう目に見えない事業ですよ。

久塚座長 じゃあ、どうすればいいんでしょうか。

宇都木委員 例えば300万といたら、人件費考えてください。1人がこれに関わる事業といたら人件費で終わりですから、事業としては目に見えるような事業にならない。だから、その人が一生懸命やっていて、「あいつがそうだよ」というだけで。本当の人件費なんていうのは、そういう話でしょう。だからあいつがやっているあの事業はそうだよと。あいつはあちこちいっぱいいるなど、300万では食えないからあちこちいっぱいやるわけじゃないですか。だから一人分にならない事業というふうに考えたほうがいい、一人分でもいいけど。そのくらい小さな事業ですよ。だからもっと言えば、この人件費が半分だとすれば、事業としては人件費を除く150万円ぐらいの事業ということになって、

何があるかよくわかりませんが自転車を置く場の整理だとか、いわば極端に言えばそんなようなことですよ。

伊藤委員 設備投資もできない。

宇都木委員 設備投資なんかは全然できないですから。それをアイデアで500万か600万円に相当する事業に変えていくということを期待しているとすれば、それは期待し過ぎじゃないかなという感じもしますが。でも事業総額、そういうふうを考えてもらったほうがいいんじゃないかと思いますよ。何かものすごく期待されちゃってということになりますから。というふうに、事業の大きさとしてはそんなようなイメージなんです、市民に説明するときに人件費込みですよとか、全部入れてこれですよとかというふうに、この中から出しちゃいけないものがあるとしたら、そういうものを列挙してやらないと、わからなくなっちゃう。つまり事業規模が見えなくなっちゃうから。募集するほうが。

募集して採用されたけど、実際に不可能だからできませんという話になっちゃう。

久塚座長 これだけの金額の中に含まれているものというのをはっきりさせないと、応募してくる側もこれで何でもかんでもやれるだろうけど、すごくちっぽけなものが出てくる可能性があるということ。

宇都木委員 ほかに利用しちゃいけないというものが必ず出てきちゃうから、これはこの中に含まれるものは何と何ですと。それ以外に使っちゃいけませんという制限はつくんでしょう、どうせ、どっちにしろ。それをちゃんと明示して募集しないと。

久塚座長 一定の上限額を設けることというこのやり方についてはいいですか、設けないほうがいいですか。

宇都木委員 これは思想があってやっているんですよ。そんなに大きなことをさせられないということなんですよ、言わんとしていることは。だから、1千万も2千万もの仕事は、まだこの人たちにはさせられないから、ここからスタートして少しずつ階段を上がっていきましょうという、そういう考え方なんですよ。でなかったら事業なんていう額じゃないと思う、これは。だから訓練みたいなもので、市民参加、協働というのを少しずつ入れていく、そこの一番スタートのところからやれることからやっていきましょうと。

言わば、ちょっと言葉が悪いかもしれないけど試験的というか実験的というか、いうふうにしかならないので、その思想があるからこういうことになっているんですよ。助成金と違うんですよ、これは。事業ですから。

久塚座長 ですから、単発の事業としてやるものとしては、NPOが日ごろ活動してい

るものとはまたこっちに、1個のことをやってちょうだいということで、2～300万で何ができるのかなということもあるでしょうが、上限を設けるということで育てていくということでもよろしいですか。それでよろしいですね。枠は300万。事務局よろしいですか。

宇都木委員 そこは行政側の政策判断なんですよ。500万ということは危険領域なのか、1千万は本当にだめなのか、300万円ぐらいは失敗してもいいと思っているのか。

久塚座長 この委員会で金額を決める必要はございますか。事務局、お願いします。

事務局 基本的にはこの中で上限を定めることがいいかどうかということをご議論いただいて、最終的な金額につきましては財政課と詰めていきたいと思っています。

事務局（林課長） 財政課といたしますか、これは最終的には区長プレゼンをやって、その中でどう判断するかで決まりますので、それから財政課という形。

久塚座長 もちろんここで上限決めてね、上限が800万とか1千万とかいうと、そんなにあげないよとか、そもそもないよって言われたおしまいですから。

事務局（林課長） 宇都木委員が言ったようになかなか行政の中ではそこまで出せるのか、まだ準備段階としてどうするのかという考え方もありますので、やはり一気になかなかいかないというふうには思っているんです。

久塚座長 一つの事業でお金がついたものをこれだけつくと、つくるといふか、するということですから

では、考え方としては、当初は一定の上限額を設けるということでもよろしいですかね。

その後、またどうなっていくかは委員会などで検討されたり、あるいは区民の要望があったりして変わることもあるかもしれませんが、これについてはそのようにさせていただきます。

それから審査の方法ということですが、今日の資料5でいうと次ページの6に当たるものですが、これは網かけがありまして、公開プレゼンテーションでやると。審査委員及び担当事業課と提案者との質疑応答を行うということで、これは確認というふうに理解していますが、よろしいでしょうか。

それから、7番の審査の基準というところで、継続能力を追加した資料3「事業提案者に対する区担当課意見書(修正版)」のとおりでよいかどうかということですが、資料3を見ていただきたいのですが、ある程度NPOなどが事業を実現していく、あるいは継続していく力がどの程度あるのだろうかというようなことも考えなければいけな

いだろうということで、資料3、A4横のものをつけさせていただきました。事務局のほうで特に説明はないですか。先ほど少し説明していただいたものに補足があればお願いします。

事務局 事業の実現性の中で、継続能力という項目を1項目追加させていただきました。団体の継続能力としまして、提案団体は当該事業を実施する上での提案する事業が継続可能かどうかという項目にさせていただいたのですけれども、その中身の文章についてこれでいいか、ご議論いただきたいと思います。

久塚座長 事業の実現性の中で「企画力」から始まって最後の「継続能力」というところですが、このような表現になっていますが、「当該事業を実施する上での、提案する事業が継続可能であるか。」でどうか。

よろしいですね。文言自体は。

要は、中身がわかっておればいいので、表現はこれでよろしいかと思いますが、よろしいですね。

では8番、審査委員。これは確認ということで、網かけになっていまして、審査委員の構成、協働支援会議委員6名、区職員2名程度（部課長級）とするということで、これ前回了承を得ていると思います。

9番、提案から事業実施の流れ。本日のものもこの9番ですが、新宿区協働事業提案制度について（案）の「提案制度事務フロー」、これは前回……。

事務局 本日お配りした資料1のですね、2ページになります。

久塚座長 裏側だったかな。裏表印刷のうちの次の2ページに流れがありますが、これもたしか前回説明されたかな。

事務局 前回、その期間、何月ぐらいという月数が入っていませんでしたので、これはあくまでも予定になりますが、一応大体このくらいの期間でというもので示させていただきました。

久塚座長 最後に事業実施というのが、先ほど翌年から翌々年ということなんですけれども、事業提案5月上旬ということで、その事業実施内容公表というのが10月ぐらいと。プレゼンテーションは真ん中のあたりに来ていますけれども、もしこの委員会で議論したものが動き出す もしと言ったらあれだな、動き出すんですが、そうしますともう5月上旬にこういうのが待っているということは、4月の段階ではめちゃめちゃ忙しいということが待ち受けていると。どういう方が委員になられるのか知りませんが、という

流れでございます。

これしかほぼあり得ないという事務局判断でよろしいですね、流れは。

宇都木委員 議会はどうなっているんですか。議会の承認は求めないんですか、これは。

久塚座長 予算ですね。

宇都木委員 事業内容は一緒に予算のところに出てくるから。

事務局（林課長） ですからこれやって実質的には19年度予算という形になりますので、19年度予算は2月の予算があります。そこでかかると。

宇都木委員 そこでだめということもあり得ることですね。

事務局（林課長） まずないと思います。

久塚座長 心配しだすときりがないので。

よろしいですか。こういう流れだけでも、最終的にはその議会の事柄がさまざまあるということになります。

それから10番ですけれども、前回の資料でいうと、網かけで10、11、12が消えて、事業実施後の課題というのが、今日の10番のところに起きているのかな。そういうことですね。事業実施中・実施後の課題（報告会・評価の方法）、事業実施中の進捗状況、事業視察などを行って、必要に応じて相談・アドバイスなどを行う。また、事業実施後には公開の報告会を行い、事業の評価を行うなどの仕組みをとりたいけれども、ということなんです。そういう形でよろしいですか。さらに手をかけるとか、あるいはそういうやり方ではなくてというのがアイデアとして、あるいはご意見としてありましたらいただきたいのですが。

小原さん。

小原委員 ここで言う事業評価を行うという評価の方法とかは、事業評価制度、この間ので、いいんじゃないでしょうか

宇都木委員 実際にはこれは日程つくっておかなくてはだめなんです。契約するでしょう。契約してその次に何月ごろ実行計画をつくったらその報告をなさいとか、実際に何月ごろになったら中間報告をなさいとかって、そういうのを実際の計画をつくって、これでやってくださいというのを出さないと。いきなり事業の最後になって事業評価っていうわけにはいかないんですよ。そんなことをしたら、担当部署は何もしてないで、ミスがあったら責任とらされるだけの話だから。必ず黙っていてもついてくるの。だからそのところをどういうふうにするかというのを、実際問題はものすごく大変なんです。やっ

ているほうは多分。多分両方大変なんです、これは。初年度は特にね。だからこのところをあまり負担にならないような何か考えてもらったらいと思うね。

久塚座長 フローの下に、事業実施、翌年度4月から翌々年3月とありますよね。その中に入ってくる代物ですよ。

事務局 そうです。

久塚座長 どのくらいのスパンでどう入るのかということも、今書き起こしてもらって、どういう様式でというのも、いきなり監査だ、指導だという話ではないでしょうし、逆に言えば宇都木さんのおっしゃったように、最後に何もやってなかったといたらNPOの責任じゃなく、事業を掘り起こしていくことの責任が大きくなる可能性もあるわけだから、適正に事業を行うための一つのやり方。これはもちろん事業を受け持った側のNPO等との相談やさまざまなことあるんですけどもね。

いかがでしょう。

小原委員 それもありますし、さっき単年度事業でいい事業であれば翌年から事業課のほうで本当の事業化にしていくという話があったんですけど、その事業化していくのであれば、議会とかいろいろあって、そうすると終わってから3月に、やはりいいからやろうとか、これで打ち切りという話では遅いので、もっと早くに中間評価をしないと。そのほうが継続かどうかをとということですよ。

伊藤委員 普通、事業を立ち上げる時って、会社なんかいろいろ新しいことをやっています。そうすると、何月から何月まで、例えばこれですと1年間、4月から次の年の3月までを一応念頭としてやりますよ。何月というか具体的に何月何日までに何々をして、何月何日までに何々をして、そのときの成果はこう上がっているんですよという目標値を決めていくわけですよ。多分、事業計画だからそういうのをつくって出して、それをその節目、節目でチェックしながら事業評価をやったときみたいに何か問題点があるんですか、それとも解決するのにうちのほうで、区役所のほうでやること、それとも、そちらの事業者のほうでやることなんですかとか、そんなことをやっていきたいという話だと思うんです、これは。

久塚座長 だから小原さんの希望としては、この進捗状況だとか相談の中に担当課の事業に変わっていく可能性を秘めているというようなものであれば、そういう相談とかあるいはアドバイスとかいうことも中に入ったほうが、協働ということが生きてくるんじゃないか。これはこっち、これはこっちというふうにつなげていくことができるんじゃないか

というご意見ですけれども、もちろんそれは組み込んでいくことが大事だろうと思います。ほかにございますか。

芦沢委員 前回お休みしたので、ちょっと皆さんの議論についていけないのかもしれないんですけど、基本的なところなんですけど、これは全部委託事業というのが前提なんです。ね。

事務局 事務局としては、基本的には委託事業になるかと思います。協働事業という中には当然委託じゃなくてさまざまな事業形態があるわけですけども、この仕組みに乗っていくものとしてはやはり契約は委託という形にならざるを得ないのかなというのが事務局の考えです。

芦沢委員 何かその辺のところは宇都木さんが大部今日は、こういうご意見が出ているので、どうなるのかなと、ちょっと伺ってという感じなんですけど、平たく言うと、今までいろんな事業、新しい事業をやっているときに今まででしたら行政さんがこの事業をどこかに委託先ないかなと話して委託をしていたものを、今回は逆にその辺のアイデアも含めて手を挙げてくれたところと委託で事業をやっていきたいと思います。そんなイメージなんです。何かイメージがちょっとわかんなかったんですよ、今お話聞いていて。

事務局 一般の委託契約であれば、当然相手方は民間企業ということになります。また仕様書につきましても基本的に区側で一定の仕様書をつくって、それを委託業者に示して委託契約を結んで、事業を行うという仕組みになっていますけれども、この仕組みで考えているのは、まず相手方が事前には選定されていないと。それでその選定に当たっては透明性を持った公開で行うと。仕様書も、お互いの協議でつくっていくということで、今まで一般的な委託契約とは大きく違うというふうに感じています。

芦沢委員 それでなんとなく納得ができました。

宇都木委員 だから双方に拒否権がある。

久塚座長 もちろんそうです。

宇都木委員 片方だけじゃだめ。

久塚座長 これだったら下りなきゃいけないという意見が出てくれば、それはそれで仕方ないということですね。

芦沢委員 そういう意味でも、今の評価の部分のところというのは、非常に重要なところなんだろうなという、伺っていてそこが気になったところなんです。

久塚座長 ですからその意味では、単に行政の側が判断して、この団体だめだなという

話ではなくて、それが前回までで研究というか皆さんで議論した、「ゆったりーの」が新宿区をどう見ているのかとか、協働をどう見ているのか。新宿区はどうかという相互にこの協働事業を介してどういうプラスマイナスがあるのかなというところに反映してくると、こういう募集をかけたときに、一方的にその事業となったのであなたのところはコントロール受けながら事業しなさいという力関係じゃない関係が生まれてくると思うんですね。もうそういう新宿区との関係だったらやらないよというような形を、常に区も団体も個人も緊張感を持ってきちっと契約の内容に従った契約内容を履行していくということによって、まちづくりを進めていくという新しい形じゃないんですかね。

芦沢委員 そういう意味での対等の立場での協働というところが一番大事なところだと思いますので、その辺をしっかりとっておかないと、この協働の意味、協働事業の意味がなくなってしまうんじゃないかなと。

久塚座長 基本に立ち返って、今までつくってきた評価のシステムですね、実験のように「ゆったりーの」さんのところでさせていただいたんだけど、それをプラスアルファで変えていくことの中で、パートナーシップとかイコールの関係というのを土台とした協働というもの。だからときどき評価に入るというふうなこういうのも、むしろ評価だとか進捗状況について相談に乗るとか、逆に要望を聞くとか、そういう形のものが必要になってくるんだろうと。よろしいですかね。

では、確認されたことと、検討というところを事務局のほうに振りますけれども、これですべてちょっと通したような、座長としては理解をしているんですがいかがですか。

事務局 今ご検討いただいた内容で大きな一つの流れとしてはこれで私のほうで、募集要項なりそういったものを書いていけると思いますので、そういった形に事務局のほうで、例えば様式もそうですし、そういった要綱もそうですし、そういったものを次回支援会議までに案として策定させていただいて、その内容を具体的に皆さんに見ていただいて、改めて確認していただくという形をとりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

久塚座長 各委員からいただいたご意見を反映させた形のものを、様式などに書き起こすということで、年末年始、非常に事務局大変だと思いますけど、その点よろしくをお願いします。

では二つ目の議題に移らせていただきます。

「協働事業評価の提言へ向けて」ということですが、本日配付の資料との関係でいえば、資料6の形のほうから、先ほど来の事務局の説明と重複しますけれども、資料6の5にい

わば簡単な目次のようなものを一つはつけさせていただいています。

先ほど、寺尾さんからアウトラインの説明いただいたのですが、事務局、補足の説明がありましたらお願いしたいのですが。少し時間の余裕がありますので。

事務局 資料6につきましてはですね、シート部分を除いた前段の前書き部分だけ皆さんのお手元に配付させていただきました。その配付していただいたこの前文の内容で、皆さんがご審議いただいてご意見として上げさせていただいたものが網かけとしてこちらのほうに残っております。それと、宇都木委員につきましては別紙で第三者評価の考えということで書面でいただいておりますので、基本的にこの前文と宇都木委員のご意見、それからその他の今までの支援会議における皆さんの意見を取り込んだ形で、提言のほうをまとめていくという作業で考えています。事務局としましては表題としては「協働事業評価制度導入についての提言」という形で、この支援会議名で策定したいと。そして、その内容につきましては、その導入の目的、導入の理由、制度の概要、導入に際しての課題、導入の効果などと、このような項立てをして文書に今言った内容を盛り込んで起こしていきたいというふうに考えています。

まず、本日ご審議いただきたいものとして、その項立て、今、1から5の項立てで出させていただいておりますけれども、これ以外に項目として取り組むことが何かあるかどうか。それから逆にこの項立てはいらぬ、あるいは、この項立てはこういうふうに変更すべきというご意見をいただきたいというのが一つ。それから、この事業評価制度に基づいて来年度、18年度から実際に具体的な事業の評価に入っていくと。ただし、その評価につきましては、これは別紙資料4のほうでご提示させていただいた、今、区内で協働事業という形で各部署から報告いただいているものとして、120事業あるわけです。これは必ずしもすべて委託という形だけではなく、事業協力であったり単なる情報提供だったり、そういったものも幅広く協働ということとらえているわけですが、こういった事業の中から18年度具体的な事業を抽出しましてこの事業評価制度で評価していきたいというのが一つ。

それからもう一つは、これらの事業すべてを評価シート、NPO側、主管課側、それから第三者シートという形では起こしていくのに120事業は物理的に不可能ですので、私どもが行っているこの進捗状況一覧をまとめる前提としてのシートがあるわけですね。各事業課から報告いただいているシート、そのシートの中にその評価基準、簡易版になりますけれども、簡易版の評価シートを付加して各主管課もしくは相手方のコメントを入れて

いただいて、まとめていくという形の2本立てで事務局としては来年度実施したいというふうに考えていますが、その辺についてご審議いただきたいと思います。

久塚座長 最後にお話ししていただいたのは、簡易版というのは今まだ。

事務局 できていません。

久塚座長 ですから、簡易版をつくるよという、事務作業からいくとこのすべてをあの様式にというか、事業者側から見た場合、それから区側から見た場合のあの中に落とし込むのはとんでもないたくさんの作業量になるだろうと。頭の中ではそういう作業もしなければいけないというのはあるんですけども、この提言との関係では簡易版をつくと。簡易版はどういうふうになるかというのは、また後日ご提案という形になります。

提言の項目ということから、こういう形の構成になるのだろうと思いますが、導入の目的のところ、協働事業評価制度の必要性みたいなもの、目的のところに入っているんですかね、やはり。目的自体が必要性ということになりますからね。

これはいつ、時期的にはいつだったか。

事務局 スケジュールとしましては、皆さんに本日ご意見いただいて項目が決まれば、今まで皆さんにご議論いただいた内容を一応、私のほうで案として文書としてとりあえず起こさせていただきます。起こさせていただいた内容について、次回2月の今予定している支援会議の前段で一度各委員に目を通していただいて、1週間なり2週間の期限内にそれにコメントを入れて返していただくと。返していただいたものをまた反映したものを、2月のその支援会議のときに提示させていただいて最終的に固めていきたいというふうに考えています。

久塚座長 提言書はいつ提出ですか。

事務局 年度末、3月末というふうに考えています

鈴木委員 協働事業の評価というのは、これが何か実はとても難しく、評価といったときにどう評価するかというと、ビフォア・アフターで比較するしか多分ないんですよね。だからここへ今進捗状況という一覧が出ているんですが、これがビフォア、区だけでやっていたとき、NPOだけでやっていたときと、アフター、協働してやったときがどう変わったかというのが見えるようにならないと評価できないので、それをどういうふうに各課とかが数値データとかを出せる状況にあるのかとか、その辺はどんな感じなんでしょうか。

事務局 こちらの進捗状況につきましては、私どもが16年度から実際に各主管課から上げていただいていますただし、独自でやっていた事業というのは基本的にあまりないん

ですね。新たに協働して立ち上げた事業というものは非常に多くて、行政側単独でやっていたものというのは比較的この中では少ないです。そういう意味では、前後ろというその評価の仕方というのは、とても難しいかと思えます。ただし、16、17と継続してやっていた事業が非常に多いので、その協働という形の中で前年度比、同じ協働事業であるけれども前年度と今年度がどう変わってきたかというものは、ある一定程度集約できるのかなというふうに思っています。

それにつきましては、そのシートの中に16年度、17年度のその項目も追加してさらに今ご議論いただいているその協働事業評価制度のシートの、当然すべて項目を入れるわけにはいきませんので、その要約版みたいなものを私のほうで案として作成させていただいて、それで来年度から各事業課に投げていきたいというふうに考えています。

伊藤委員 今の鈴木さんの話の中で、ピフォアとアフターとあったんですけど、そういうふうにアクトがよくものごとを数字だと、グロスであらわすものとそれと今度はその実績が目標値と対してどうなのという両方があると思うんですね。今、寺尾さんが言ったようなもの、前年度比較できないものもそのやろうとしたことがどれだけできたの、どれだけ目標値に近づいたの、どれだけ望んでいるものまで行ったのというところが同じように見えないといけないなど。

久塚座長 二重といいますか、その事業、何を取り上げるときに目的、そしてこういうことをしようといったのがどれだけ達成されたのかということについての評価と、そうはいっても協働の事業なのでそれぞれが単発でやっていたときと協働したことによってどういう効果が上がったかというそういう評価の二つがあったということですね。それを点数化していくなり、さまざまなやり方で評価しているわけですね。

いろんなところで今苦慮しながら項目をたくさんつくったり、点数化になじむかどうかわかりませんが、いくつかの自治体でそういう評価をしてますし、今日お配りいただいたもの、少し立場は違いますが白い冊子の「施策評価・行政評価実施結果報告書」これはABCランクで出ていて、中ではCというふうに。行政のやっていること、まだまだなかなか進まないような事柄についてはCというのがどうしてもつかざるを得ないこともあって、ほとんどBランクというふうになっています。ただそれにしてもどういうポイントなり通過点を通して、どうなったかというのは評価する際の評価軸をどう設けるのかということが明確じゃないと、なかなか難しいんだらうと思います。

その二つのことを考えて評価を、例えば「協働事業評価制度導入について」の中に、評

価の方法を導入の目的、導入の理由、制度の概要、概要から導入に際しての課題のあたりになるんでしょかね、やはり評価の方法などについて協働ということを意識したものをきちっと提言できるようにと。今あった意見をさらに踏まえて、事務局のほうで項目だけなり、文案なりを作成していただきたいと思いますが、よろしく願います。

他にご意見ありませんか。導入の効果というの、これは導入することによって期待される効果というようなことになってくるんだろうと思いますが。

宇都木さん、ないですか。

宇都木委員 これはお話ししたかどうかわかりませんが、実は私、ほかのところで意見求められて、協働というのをどう考えるかという意見を求められたんですよ。それで、パートナーシップだとか協働だとかという言葉で言うけれど、どの程度のことを考えているのか。どんな程度のところまで行けばいいのかというその設定の仕方がバラバラなんですよね。

だから、そうすると評価する側も思いが一緒になっているところはいいけど、違うところだと点数のつけ方がまた違っちゃって、パートナーと言ったって奥さん選ぶみたいなパートナーと、本当にそういうふうには思っちゃっている。そういうことが信頼関係が生まれてくるような協働でなければだめだと思っちゃっているところと、まあまあそうじゃなくてその事業なら事業に対して共通認識で、これができればいいねという程度、そういう思い方の協働と、もともと立つところが違うじゃないかという議論があって、そんなこと言われちゃって、俺に言われたって困るよと言ったんだけど、でも行政の中ではそういう議論はたくさんあるんだと思うんですよ、きっと。

市民の側が思っている協働のイメージというの、またこれがバラバラで、だからある意味でこういう協働論から見たらこういう評価なんだよという前提を官でいくつつくってやらないと、この人たちがやっている協働は協働でないということになっちゃう可能性だってあるわけですよ。この人は協働だと思って一生懸命やっているんだけど、だからそういうところを評価基準というの、一つのもので全部に何でも、一つの物差しで全部に当てていうのではなくて、ときにはその事業に合った協働論というのを考えなきゃいけないし、効率なんか度外視したって絶対これは金がいくらかかったってやらないと事業だってあるだろうから。そのようなところをもう少し議論する際には絶えず基準の見直しといいたいまいしょうか、そういうのを基準の設定の仕方というか、そういうこともこの評価の中に、評価というもの、評価制度というものの中にはそういうものもあるん

だよということを、どこにウエートを置いた評価なのかということもあるんだよということも、何か評価の方法としてどこかで理由か概要かわかりませんが、書いておかなきゃいけないんじゃないかなとつくづく思っていて、最近あちこちで聞かれているものだから。

私の協働論というのはこういうものだとか、私の効率性というのはこういうものだとかというのは、私の論は言えても、それがじゃあ全部に通用するかということと必ずしもそうじゃないんですよ、立場、立場で。だから効率性というか経費削減のためにこういうことをやりたいということは、経費削減が目的になってしまって、それに合ったパートナーづくりを、パートナー探しをすると。それでもいいよと言ったところ。我々から見たら、そんなことで本当に続くのかと、特に市民生活に関わるサービス提供というのは本当に安定的な良質なというか、必要なサービスが継続して提供できるのかというふうなところから考えると、実はそこは問題ではないかというところがたくさんあって、だけど経費節減という面から見たら安いほうがいいからそっちに流れちゃう。

例えば特別養護老人ホームで10人の職員がいなきゃならない。しかもこれはできるだけ有資格者にしなければいけないものを、最低限の有資格者で、あとは全部パートタイマーにしましたとかね、アルバイトにしましたとか。人間としては10人いるけれどもサービスの内容としてもものすごく質的に変わってきちゃう、充足できなくなっちゃう。それが本当の意味での効率化かといったら、僕たちから言うとちょっと疑問を投げかけるんですよ。そういう議論というのがあまりされないじゃないですか。効率化だけ前に出ちゃって。だから質の問題というのはもう少し考えないと。特に行政の場合は考えないといけないんじゃないかなと思うので。私、書いたときにはどの程度のことを考えて書いたのか、ちょっと抽象的すぎてわかりにくいことを書いていますが、補足するとそんなにいくつかの思いが実はあるんだということだけ押えておきます。

事務局 補足して、ぜひメールで送ってください。

久塚座長 そうすると三つ目が出たんですね。提案されたときの目的に合ったようなことになったかどうか。それからビフォア・アンド・アフターというような意味での評価ということと、今度は協働ということで広く考えると、パブリックなというか共通した利害に関わるようなことを事業としてやっていくわけですから、それがどの程度いいものできたのかと。これは単に経費の削減というような問題だけではない評価軸になってくるだろうという、そういう広い意味で何が新宿区の中の生活にとって重要なものとして実現していったのかという、そういう評価軸ですよ。だからあまり狭く考えたり、効果、効果

という考え方じゃなくて、いいまちづくりができていってるよねという、ごくごく当たり前の評価軸で。それは三者、いずれにしても協働というのをどう考えるかという根っこのところに全部はね返ってくる問題だろうというのが宇都木委員の指摘だろうと思います。

ここにおられる各委員と私が、協働について話をし出すと、多分方向が違うということも多いただろうと思いますが、いずれにしてもこれから先はあまりバラバラであってもどうかという時代になってくるんだらうと思いますので、この提言のところで例えば評価軸なりあるいは協働というものは一体何だというような原点に帰った形での、それを踏まえた提言にしよう。皆さん方とそういうふうな提言をつくらうと思いますけれども、それでよろしいですか。

それで、メールなどでこのことについて、またご意見があれば事務局のほうにお寄せいただければというふうに考えております。

宇都木さん、なかなか思い出すのは大変かもしれないけど、お願いしておきます。

あとはよろしいでしょうか。これについては項目だけでということで、しばらく時間がかかりますし、年末年始で忙しいときに事務局、あちらの事務局含めてすごい作業になってくるかもしれませんけど、よろしくお願いしておきます。原案、項目立てなどについてはしばらくお世話になることもあるかもしれません。

ほかにご意見がありませんか。よろしいですか。

では第3で、「その他」の審議事項というのはありますか、事務局のほうは。

事務局 一応、次回の開催については、2月を予定しております。日程については、また調整させていただいてご連絡させていただきたいというふうに思っています。

協働事業の評価制度なんですけれども、基本的には一応、来年度各部において2事業ぐらいは各部から出していただいて、実際に私どもこの委員会でつくりました評価制度に基づいて実際に話し合いながら作成していきたいというふうに思っています。

その他の事業につきましては、先ほど申し上げたとおりその各事業課との書類のやりとりの中でまとめていこうということで考えていますので、来年度、事業提案制度並びに、当然基金の助成も、こちらも来年度もございますので、大変皆さま方にはご苦勞をおかけいたしますけれども、今後とも引き続いてよろしく願いいたします。

宇都木委員 新宿区の職員にならなきゃだめだな。

久塚座長 時間の使い方をみると、半ばそうなっているような気がするんですが、とはいえこの担当の事務局は、こちらがプッシュしてお願いして一緒に動き出すと、それぞ

れ事業課の中で二つ三つのものをそういう評価基準に乗っけるといふ、ある意味では各部にとっては嫌な存在といふか、にらまれるようなお仕事になっているんですが、逆に私も委員なり区民なりが言わないと、そういうことは動かないと思うので、総点検とまではいきませんが、ぜひそうすることによっていい新宿区づくりができればなというふうに考えております。

ちょっと時間が余っていますけれども、よろしいでしょうか

小原委員 さっき鈴木委員が事業提案制度について説明会のところをかなり密にやらないといけないじゃないですかというような話があったんですけど、始まってからの5月からの予定についてですが、それでさっきの評価の忙しい頃にそういったものも出てくるのかなと思ったので、その予定のほうも明記してください。

久塚座長 タイムテーブルの中に、5月のところから後の1年のところがどういうふうに関係に乗っかるのか。その前の段階の趣旨といふか、いろんなところで事業説明していくというようなことも、導入のところでも極めて大切なことだろうというご意見だと思いますので、その点もよろしくお願いします。

宇都木委員 そうしないと事務局が大変なるわけだね。

久塚座長 最後はね、最後はそうなっちゃう。

宇都木委員 最初にちゃんとやっておけば、比較的、後が楽になる。どっちを先にするかという話だから。出てきたやつを整理するのは物すごく大変だから、その前にちゃんとやっておいたほうがいいと思う。

久塚座長 今年1年で会議終わらずに、2月にもう1回ということになりましたが、予定の回数より一度だけ多くなっているんですね。皆さん方も各委員、すごくお忙しい方ばかりで、よくご出席いただきまして大変ありがとうございました。この1年、事務局の皆さん方にも大変お世話になりました。来年もこの委員会進めていきたいと。あと2月残っていますので、また2月に会いましょう。

1年間、どうもありがとうございました。

事務局 日にちが、もし本日決められるのであれば。

基本的には、こちらの支援会議については金曜日開催ということでやるケースが多いので、仮に金曜日だとしますと、2月10日もしくは17日、いずれか。

(日程調整)

事務局 10日は皆さん大丈夫でしょうか。時間帯はいつもと同じにさせていただいて。

あと事務局からご連絡事項がございますので、うちの梅本のほうから説明させていただきます。

事務局（梅本） 確定申告の際に必要な源泉徴収を、17年の会議が終わりまして、作成するんですけども、その中で記載事項に住所の欄がございまして、昨年と変わられた方いらっしゃいますでしょうか。

では、昨年と同じ内容で作らせていただきます。あと、平成18年、1月1日から源泉徴収の税額が変わりまして、現在の謝礼の5%を所得税として引かせていただいているんですが、1%アップしまして、次回、2月の支援会議の謝礼は6%の所得税を引かせていただきますので、ご了承ください。

久塚座長 めずらしく時間内におさまりまして、前回は15分オーバーして皆さんに急いで帰っていただいたんですが、早く終わったときには引っ張らないことにしますので、これで終わりたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

事務局 どうも1年間、ありがとうございました。

- - 了 - -